

表となすものなり。

工作を監督す。

○大治の新鐵鑛 漢治萍公司石灰堡運道局坐辦徐介甫は大治地方獅子山に於て一新鐵鑛を發見し、直ちに技師を派遣して五尺餘の地下に於て二百餘噸の鐵鑛を探掘し、之れを漢陽製鐵所に送り試験に附したるに、極めて良好の成績を得たれば孫寶琦督辦は之か報告に接し、極力採掘の事を贊同し徐坐辦をして鐵鑛地主、郭、張、王、劉に土地收用に就き交渉し界石を据へ同地の鐵鑛は大治牧養湖道土洑地方に新設せらるべき熔鑛爐に送り製鐵する筈なりと云ふ。

○支那製鐵事業の獎勵 支那に於ける鋼鐵の需要は日に増加するに至れり、然るに支那内地の製鐵事業としては漢陽製鐵廠及山西省護麻產及本溪湖煤鐵公司あるのみにて其他は算するに足らず、勢ひ外國より供給を仰ぐの途なきより、農商部は茲に國內に於ける製鐵業保護獎勵の目的を以て議案六箇條を作り、此程政事堂會議に提出せりと云ふ其内容左の如し。

一、資本金五百萬圓以上の製鐵公司は政府より調査員を派遣して其内部の事情を精査したる上、資格あるものは本條例に據り保護を與ふるものとす。

二、保護を受くる公司は、毎年政府の訓令に従ひ若干の製造品を政府に上納すること。

三、政府は監査官一名を派遣し常に公司に在りて其帳簿及其種類は農商部より指定す。

四、毎年營業の決算を爲し公司の利益六分に達せざる時は政府より其不足額を補助すること。

五、公司の製造品にして外國に輸出するものは特に免稅す。六、右の保護期限を二十箇年間とす。

○帝國海事協會と材料試驗 帝國に於ける海事思想の普及に資せん爲大日本水產會と提携し海事水產博覽會を開催し非常なる成功を收めつゝある帝國海事協會は豫て船級部を設け歐米各國に於ける船級協會と同様の業務遂行を計畫し以て近時異常の發達を來たせる帝國海事界の進運に適應するに努め居れるか近頃同會の實施しつゝある材料試驗及證明は其數量非常なる多額に達し検査員は之から施行に多忙を極めつゝありと云ふ右は造船獎勵船の如き造船規程適合の船舶を新造せんとするには其材料は總て同規程に定むる材料試驗に合格せるものならざるへからず然るに從來造船材料は大部分「ロイド」の材料證明を付したる外國製品を使用したる爲内地に於て特に材料試驗を施行するゝものは同所に常置せられたる遞信技師の證明を受け居れり）歐洲戰亂の結果外國注文の造船材料は豫定の通り到着せず各造船所共一部材料不足の爲新造に着手する能はず或は工事の中止をなす有様に立至れるを以て材料證明を有せざる在庫品或は市場材料を使用せんとするに至れり然るに

海事協會所屬の検査員は遞信大臣の認可を受け其執行せる
材料試験證明は造船規程に要する材料に對し有効と認められ居れるを以て各造船所又は鐵材商にして同協會に材料證明を申込みもの多く現に浦賀船渠會社、神戸川崎造船所、大阪小野鐵工造船所の如きは在庫品又は市場買入品に對し證明を受けたるもの多額に達せりと云ふ。

尙同協會の材料證明は使用船舶の何れを限定せず單に造船材料としての證明を與ふる故材料使用者に於ては合格材料中より擇擇して新造船に要する材料を定め得へきを以て非常なる便利を得つゝありと云ふ、又同協會の材料試験は造船材料に限らず建築其他一般材料にても其試験證明に應するを以て各鐵材商に於ても之を利用する時は便宜渺なからざるへしと思料せらる同協會の材料検査規則左の如し。

帝國海事協會材料試験及検査規則

第一條 造船材料ハ造船規程及船舶検査規程ニヨリ試験及検査ヲ行フ

第二條 前條ノ試験及検査ニ合格セル材料ニハ本會所定ノ記章及番號ヲ刻印シ別紙甲號書式ノ證明書及成績書ヲ發行ス

第三條 一般ノ材料ハ検査依頼者ヨリ特別ノ指定アル場

合ノ外本會検査員ノ適當ト認ムル検査ヲ行ヒ要求ニ應シ本會所定ノ番號ヲ刻印シ別紙乙號書式ノ證明書及成

績書ヲ發行ス

第四條 材料検査ノ依頼者ハ申込書ニ材料目録ヲ添ヘ本

會事務所若クハ出張所ニ申込マルヘシ

第五條 材料検査及證明手數料ハ左ノ通り申受ク

抗張試験 試験片一個ニ付 金 貳 圓

屈曲試験 同 金 壱 圓

墜落及槌打試験試験材一個ニ付 金壹圓以上拾圓以下

鉸釘屈曲試験 同 金 壱 圓

鉸釘鍛鍊試験 同 金 壱 圓

材料證明(證明書發行及刻印料共)材料重量一噸ニ付

又ハ一噸未満毎ニ 金 貳 圓

第六條 試験片ノ作製並ニ試験執行等ニ要スル費用ハ總テ材料検査依頼者ノ負擔トス

(證明書及成績書式略)

●東京鋼材製作所の事業開始

本邦に於ける鋼鐵の供

給不足の聲大なるは近來の事なるも東京スプリング製作所の如く其需要する鋼材の性質、寸法等殆んど一定にして數量多きものに至りては其不足を感じる事尤も早く既に歐洲戰亂發生の際より註文品の不着、延着等多く材料の不便を感ずる事多かりしが昨年下半期に至りては歐米兩方面よりする輸入殆ど絶望となり漸く製鐵所製品の供給を受けて事業を繼續するの狀態にて一般の註文に應する事困難なるを以て斷然材料自給の計畫をなし當初は月島日東製鋼株式會社の創立を助成し其製出の鋼塊のみを以てしては壓延能力工作所に於て新設すべき壓延工場にて造形すべき計畫なりしも普通規模の壓延工場を設備する時は日東製鋼株式會社所産の鋼塊のみを以てしては壓延能力に多大の剩餘を來すべきを以て更に其計畫を新にして現設備となし且つ別に東京鋼材製作所を新設して自ら製鋼することとなし漸く其一部の設備を了し